

第 8

令和 6 年 3 月 21 日 提出

唐津市議会定例会提出議案

唐 津 市

議 案 目 次

議案第 59 号	令和 5 年度唐津市一般会計補正予算	（別冊）
議案第 60 号	和解について	1
報告第 3 号	専決処分の報告について	3

議案第 60 号

和解について

市の公園施設及び社会教育施設に落書きをされた件に関し、次のとおり和解する。

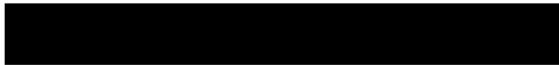
令和 6 年 3 月 21 日 提出

唐津市長 峰 達郎

1 被害の内容

被害覚知日	場所	被害の状況
令和 5 年 8 月 17 日	松浦河畔公園	スケートボード場の看板への落書き
令和 5 年 8 月 28 日	体育の森公園	佐用姫岩の看板への落書き
令和 5 年 9 月 20 日	松浦河畔公園	国際交流広場内の施設への落書き
令和 5 年 12 月 30 日	近代図書館	屋外トイレ壁面等への落書き
令和 6 年 1 月 8 日	松浦河畔緑地	遊歩道への落書き

2 和解の相手方



(加害者の債務連帯引受人)

3 和解の要旨

- (1) 和解の相手方は、加害者が本市に対して、本件不法行為に基づく損害賠償責任により金 660,000 円の支払義務を負うことを認める。
- (2) 和解の相手方は、加害者の本市に対する支払義務を連帯して引き受けることを約する。
- (3) 和解の相手方は、金 660,000 円を令和 6 年 4 月末日限り、本市が指定する納入方法により支払う。
- (4) 本市と相手方との間で、本件不法行為に関して何らの債権債務がないことを相互に確認する。

提案理由 落書きをされた施設の原形復旧相当額を相手方が支払うことに応じたため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案するものである。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年3月21日 提出

唐津市長 峰 達郎

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月13日

唐津市長 峰 達郎

1 事故の内容

環境課庁用車が対向車両とすれ違う際に当該車両に接触したことによる物損事故

2 事故発生年月日

令和6年1月24日

3 事故発生場所

佐賀県唐津市本町の市道大手口東線道路上

4 損害賠償の額

金53,350円

5 損害賠償及び和解の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

6 和解の要旨

- (1) 唐津市は、5の損害賠償及び和解の相手方に対し4の損害賠償の額を支払う。
- (2) 今後本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを相互に確認する。

